

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	2
対象税目	個人住民税、法人住民税、住民税（利子割）、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（特別土地保有税、自動車税、軽自動車税、都市計画税、 <u>鉦区税</u> 、 <u>宅地開発税</u> 、 <u>水利地益税</u> 、 <u>共同施設税</u> 、 <u>自動車取得税</u> ）
要望項目名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 <p>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定、以下「基本方針」という。）に基づく次の独立行政法人の統合等に伴い、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通則法・整備法で措置する予定のもの（法人税、住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、特別土地保有税、自動車税、軽自動車税、都市計画税、鉦区税、宅地開発税、水利地益税、共同施設税、自動車取得税） <ul style="list-style-type: none"> ①独立行政法人農林水産消費安全技術センターの組織の見直し ②独立行政法人農畜産業振興機構の組織の見直し ③独立行政法人農業者年金基金の組織の見直し ④独立行政法人森林総合研究所の事業及び組織の見直し ○ 上記以外のもの（同上） <ul style="list-style-type: none"> ①独立行政法人種苗管理センター及び独立行政法人家畜改良センターの統合 ②独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物支店研究所、独立行政法人農業環境技術研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターの統合 ③独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人水産大学の統合 ④独立行政法人農林漁業信用基金の特殊会社化
関係条文	地法第25条の2、第296条、第72条の4、第73条の3、第348条、第701条の34、第702条の2 他
減収見込額	（初年度） － （ ） （平年度） － （ ） （単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>各法人について、基本方針に基づき事業及び統合を含む組織の見直しを行うことに伴い、新たな法人における税制上の取り扱いに関する整理及び新たな法人への移行に関する税制上の措置を講ずることにより、新たな法人の政策実施機能が最大限発揮されるようにし、経済成長や国民生活の向上につながるようにすること。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>各法人が引き続き公的な役割を担う新たな法人として事業を行うため、新たな法人における税制上の取り扱いに関する整理及び新たな法人への移行に関する税制上の措置を講ずることにより、新たな法人に円滑に移行できるよう措置することが必要。</p>
本要望に対応する縮減案	－

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	以下の大目標を達成するため、公的な役割を担う法人に対する税制上の取り扱いを規定。 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
	政策の達成目標	新たな法人の政策実施機能が最大限発揮されるようにし、経済成長や国民生活の向上につながるようにすること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久的措置（新たな法人への移行に関する税制上の措置を除く）
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	（新規要望）
有効性	要望の措置の適用見込み	要望の対象となる各法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税において同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	各法人が引き続き公的な役割を担う新たな法人として事業を行うことから、新たな法人における税制上の取り扱いに関する整理及び新たな法人への移行に関する税制上の措置を講じることが妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—